第２号意見書案

ギャンブル等依存症問題に関する対策強化を求める意見書

　ギャンブル等依存症は、日常生活や社会活動に支障を生じさせ、多重債務や失業、借金や貧困といった経済的問題、引きこもりやうつ病の発症といった健康問題、さらには子どもを含めた家族とのトラブルや家族の苦悩、大学生等であれば中退といった問題を生じさせ、虐待、自殺、犯罪といった社会的問題と負の連鎖を引き起こすことが往々にしてある。

　また、コロナ禍の影響もあり、オンライン・カジノと言われる海外ネット経由のギャンブルや公営ギャンブルのスマホ・アプリ投票によるギャンブル依存症の問題も増えてきているとの調査もある。

　このようなことから、ギャンブル等依存症問題は、日本社会全体の深刻な問題でもあると捉え、より一層、その対策や規制を強化し、関係機関への支援を充実させるべきであると考えることから、下記の事項について、強く要望する。

記

１．　オンライン・カジノの規制に関する法整備を早急に講じること。

２．　ギャンブル等依存症に関する専門人材の育成や、そのために必要なプログラム開発に関する研究等への支援の充実を図ること。

３．　自治体やＮＰＯ等が「ギャンブル等依存症者向けシェルター」の整備を行えるよう、国が支援制度を整備すること。

４．　社会全体で「ギャンブル版ハームリダクション」に取り組める環境整備を行うこと。

５．　ギャンブル等依存症の当事者及び家族が、身近で様々な場において、相談や支援を受けることができる環境を積極的に整えること。

６．　ギャンブル等に関する過度で刺激的な広告の規制に関して、ルール化の積極的な議論を行うこと。

７．　ギャンブル等依存症に陥らない為の予防啓発や教育機関等での取組を強化すること。

８．　上記項目１〜７に必要な予算を十分に措置すること。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和４年６月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

各あて

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

森　　和臣